

奨学生募集要項（2024年度）

No. 444

直接応募（C区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	荒井芳男記念財団【2025年度予約採用】		
2024 募集人数	全国で35名程度		
募集学年	(2025年4月1日時点において) 学部1年生以上		
募集学部・研究科 研究分野等	機械系、化学系、電気系の学部・学科に在籍する者（生命科学・生物化学は除く）		
財団締切時期	2024年12月22日（日）		
給付	年額 100,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	23歳以下 (2024年4月1日時点)
就労制限	—	出身地制限	日本国籍または日本の永住権を有する者 (2024年4月1日時点)
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none">・ 2025年4月に大学院へ進学する者及び就職する者は応募不可・ 最短修業年限にて卒業見込みの者・ 過去に当財団の奨学金・研究助成金を受給していない者・ 先ずは、事前審査表にて申請 → 審査を通過した者は提出書類を後日送付すること。・ 応募にあたっては、小論文「これからの技術者に求められること（1,200字以内）」を要提出・ 応募に必要な提出書類等は、財団HPよりダウンロードすること		

2025 年度奨学金募集要項

1. 趣旨

科学技術分野に携わる者（本助成は学生を対象）を支援することにより、科学技術の振興を図り、もって社会経済の発展に寄与することを目的としています。

2. 応募資格

奨学金への応募ができる方は、以下の項目すべてに該当する方となります。また、他の奨学金等との併用についての制限はありません。

- 1) 2025 年 4 月 1 日現在において、日本の 4 年制大学の 1 年生以上に在籍する大学生である者（現時点で大学院生は除く）

2025 年 4 月 1 日から大学院へ進学される方は基本のご応募不可です。一方応募人数にもよりますが、低所得者の救済措置として応募を許可する場合があります。その際は「**事前審査表**」と「**合格通知書**」を提出して頂きます。

2025 年 4 月 1 日から就職される場合はご応募出来ませんので予めご留意下さい。

- 2) 学部、学科は機械系、工学系、化学系、電気系である者（生命化学、生物科学、薬学等除く）
- 3) 2024 年 4 月 1 日現在、23 歳以下である者
- 4) 2024 年 4 月 1 日現在、日本国籍または日本の永住権を有する者
- 5) 最短修業年限にて卒業の見込みがある者
- 6) 過去に当財団の奨学金または研究助成金を受給していない者（支給は一度限り）
- 7) 当財団の奨学生ではない者
- 8) 学業優秀であり、品行方正である者
- 9) 経済的支援を必要とする者（両親不在、母子家庭、他経済的な理由により学費の支弁が困難である世帯等）
- 10) 当財団が定める報告書を期日までに提出できる者

※最短修業年限とは以下の通りです。但し、休学期間は除きます。

応募者の入学形態	最短修業年限
1 年次からの入学	4 年間
2 年次からの編入学	3 年間
3 年次からの編入学	2 年間
4 年次からの編入学	1 年間

3. 募集概要

- 1) 奨学金支給募集人数 35 名程度（昨年度実績：30 名）
- 2) 奨学金支給額 1 名あたり年額 10 万円とし、給付型（返済不要）とします。
- 3) 募集期間：2024 年 10 月 01 日（火）～12 月 22 日（日）当日消印有効
- 4) 事前審査：下記 5) の提出書類を頂く前に、事前審査を行います。募集期間内にホームページ（<https://ayzaidan.com/>）より「事前審査表」を印刷し、事務局宛に「e-mail」にてお送り下さい。事前審査の結果は事前審査表を提出頂いてから概ね 1 ヶ月以内に、送付された「e-mail」宛に返信させていただきます。事前審査結果によりご応募頂けない場合もございますので予めご了承下さい。
- 5) 提出書類
 - ① 書類送付書
 - ② 願書（写真添付）
 - ③ 応募時誓約書
 - ④ 小論文：テーマ「これからの技術者に求められること」当財団所定の原稿用紙「400 字詰め（縦書き）」にて 1200 字以内で提出。記入は直筆（鉛筆不可）
 - ⑤ 大学の学生証（写真付）：A4 用紙 1 枚に学生証の両面をコピーしたもの
 - ⑥ 在籍大学（高校含む）の在学証明書（原本）：2024 年 4 月以降での在籍を証明するものであること
 - ⑦ 在籍大学（高校含む）の成績証明書（原本）：入学年度から 2023 年度終了時までの成績がわかる証明書であること
 - ⑧ 住民票の写し（原本）：発行日から 3 か月以内
 - ⑨ 世帯全員分の記載があるもの
 - ⑩ 2023 年度（令和 5 年）★家計支持者全員の所得課税証明書の原本、また学生本人のアルバイト収入等。★家計支持者とは、父母、親戚等・本人の生活費を支えている方全員。
- 6) 提出の際の注意事項
 - ・レターパック等、A4 サイズの封筒 1 通にすべての書類を入れてください。書類の不備があった場合は、いかなる理由であっても受理しません。
 - ・お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。
 - ・書類到着の問い合わせには対応できませんので、到着確認が必要な方は、レターパック等の追跡サービスをご利用ください。
- 7) 送付先：〒300-2401 茨城県つくばみらい市台 953-1
一般財団法人荒井芳男記念財団 事務局 宛
※「奨学生応募書類在中」と記載してください。

4. 選考および決定

- 1) 当財団の奨学生選考委員会にて選考を実施します。
- 2) 奨学生の決定後、速やかに給付対象者へ 2025 年 2 月末日迄にご連絡させていただきます。
尚、対象とならなかった方へは「連絡しません」ので予めご了承ください。
- 3) 給付決定者へは個別に給付金振込口座（振込口座届出書の提出）のご案内をさせていただき、
2025 年 3 月末日までにお振込みさせていただきます

5. 給付金返済義務

奨学生として給付金受領後、休学・退学等の奨学生として適当でない事実が生じた場合は返済を
求める場合がございます。

6. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出いただく個人情報は選考以外には使用いたしません。最終的な奨学生の情報
（給付した事実）については、在籍大学へお伝えする予定です。予めご了承ください。

7. その他

- ・反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人もしくはグループからの応募は
受け付けておりません。
- ・当財団による支援は大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- ・今年度の奨学金を受給された方は、次年度以降の応募をいただいても審査の対象とはなりません。
- ・当財団ホームページより、奨学金支給規程の内容を確認し理解した上でお申し込みください。

8. 応募・問合せ先

一般財団法人 荒井芳男記念財団 事務局

〒300-2401 茨城県つくばみらい市台 953 番地 1

当財団ホームページのお問い合わせフォーム (<https://ayzaidan.com/>)

以上

一般財団法人荒井芳男記念財団

奨学金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人荒井芳男記念財団(以下「当財団」という)の定款第4条の規定に基づき奨学金の給付等を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 大学とは、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に定める大学をいう。なお、短期大学、専門学校、大学校、高等専門学校の専攻科・別科、大学院への進学は含まないものとする
- (2) 奨学金とは、奨学生に給付する学資金をいう
- (3) 奨学生とは、当財団奨学金の給付を受けて学ぶ学生をいう

(応募資格、給付期間及び金額)

第3条 奨学生の応募資格、給付期間及び金額については、採用された年度の募集要項に従うものとする。

(奨学生の申請手続き)

第4条 奨学金受給を志願する者は、各年度の募集要項に定められた事項及び書類を当該要項記載の方法により、当財団へ提出するものとする。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事会が決定する。

- 2 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を合格者に対し通知するものとする。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、採用された年度の募集要項に従い、年額を交付するものとする。

- 2 奨学金は、直接本人に振込して交付するものとする。

(学業成績及びレポートの報告)

第7条 奨学生は、財団所定のレポート等を当財団の定める期日までに代表理事に提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を代表理事に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- (2) 長期欠席(3カ月以上の欠席をいう)、休学、転学または退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 在学校の学籍を失ったとき
- (5) 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

(奨学金の辞退)

第9条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の返還請求)

第10条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

- (1) 第8条の2号から6号のいずれかに該当したとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

第3章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第11条 以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という)である者
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者

第4章 補 則

(実施細目)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和3年1月18日より施行する。